

大野城市犯罪被害者等支援条例（案）【概要版】

1 条例制定の背景

近年、全国的に凶悪犯罪や特殊詐欺などの犯罪が後を絶たず、犯罪被害者やその家族・遺族が心身に深い傷を負い、生活の再建に大きな困難を抱える事例が増えています。

しかしながら、被害直後からの支援は警察や関係機関によって行われるものの、時間の経過とともに支援が途切れがちになるなど、被害者が地域の中で孤立してしまう課題が指摘されています。

こうした中、国では令和3年に「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定され、地方公共団体にも、地域の実情に応じた支援体制の整備が求められており、福岡県では令和5年4月に「福岡県犯罪被害者等見舞金制度」を創設し、犯罪被害者等へ見舞金の支給を開始しています。

本市においても、被害者やその家族が安心して相談できる環境づくりや、行政・警察・民間団体が連携した支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、犯罪被害者等を総合的に支援するための条例を制定するものです。

2 構成

1. 総則（第1条・第2条）

（1）目的（第1条）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、次のことを規定しています。

- ・犯罪被害者等の支援に関する基本事項を定める。
- ・犯罪被害者等の支援を総合的に推進することを定める。

（2）定義（第2条）

解釈に疑義が生じないよう、「犯罪等」、「犯罪被害者等」等の本条例における用語の意義を明記しています。

2. 基本理念（第3条）

犯罪被害者等の支援に係る基本理念を明記しています。

3. それぞれの役割（第4条～第5条）

犯罪被害者等の支援のために、市、市民等のそれぞれが行う責務や役割を明らかにして条文に明記しています。

（1）市の責務（第4条）

犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくこと。

（2）市民等の責務（第5条）

- ・犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深めること。
- ・二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動すること。
- ・市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援施策に協力すること。

4. 基本となる施策（第6条～第10条）

（1）相談及び情報の提供等（第6条）

- ・犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行います。
- ・その他、この条例に定める支援を総合的に実施するための窓口を設置します。

（2）犯罪被害者等見舞金の支給（第7条）

犯罪被害者等に対し、見舞金を支給します。

〔遺族見舞金〕
犯罪行為等により亡くなられた方の遺族に支給

〔重傷病見舞金〕
犯罪行為等により重傷病を負われた方に支給

※見舞金支給の詳細については、別途、規則で定めます。

（3）日常生活の支援（第8条）

犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、適切なサービスの利用につながるよう必要な支援を行います。

（4）居住の安定（第9条）

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他必要な支援を行います。

（5）広報及び啓発（第10条）

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について市民等の理解を深め、二次被害を防止するため、広報及び啓発を行います。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月2日～ 令和8年1月5日	パブリック・コメントの実施
令和8年1月中旬	パブリック・コメントの意見集約、 結果公表
令和8年2月下旬	3月定例会に条例(案)を提出
令和8年4月1日	条例施行